

医政総発 0110 第 2 号
平成 25 年 1 月 10 日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針
—説明と対話の文化の醸成のために—」の送付について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、平成 24 年度厚生労働科学特別研究事業「医療対話仲介者（仮称）の実態把握と役割・能力の明確化に関する研究」（研究代表者：中京大学法科大学院 稲葉一人）において、医療機関内で患者・家族と医療従事者との十分な対話や意思疎通が円滑に行われるための支援を行う者の業務の指針とその養成のための研修プログラムの作成指針を定めた「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針—説明と対話の文化の醸成のために—」が作成されましたので、別添のとおりお知らせいたします。

貴職におかれましては、本指針の内容を御確認の上、本指針が幅広く活用されることにより、患者・家族と医療従事者の対話の促進が図られますよう、貴管内医療機関等に対し周知方お願いいたします。

なお、上記の「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針—説明と対話の文化の醸成のために—」については、厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/>）において掲載されていますので、申し添えます。